

亀山市告示第67号

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱(平成18年亀山市告示第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。 <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則 この告示は、平成18年4月1日から施行する。 [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市水痘及びおたふくかぜ予防接種費助成金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市水痘及びおたふくかぜ予防接種費助成金交付要綱(平成20年亀山市告示第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u>	附 則

<p>1 この告示は、公表の日から施行し、平成20年度分の助成金の交付から適用する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>この告示は、公表の日から施行し、平成20年度分の助成金の交付から適用する。</p> <p>[項を加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

(亀山市ジフテリア百日せき破傷風混合予防接種費用助成金交付要綱の一部改正)

第3条 亀山市ジフテリア百日せき破傷風混合予防接種費用助成金交付要綱（令和2年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。